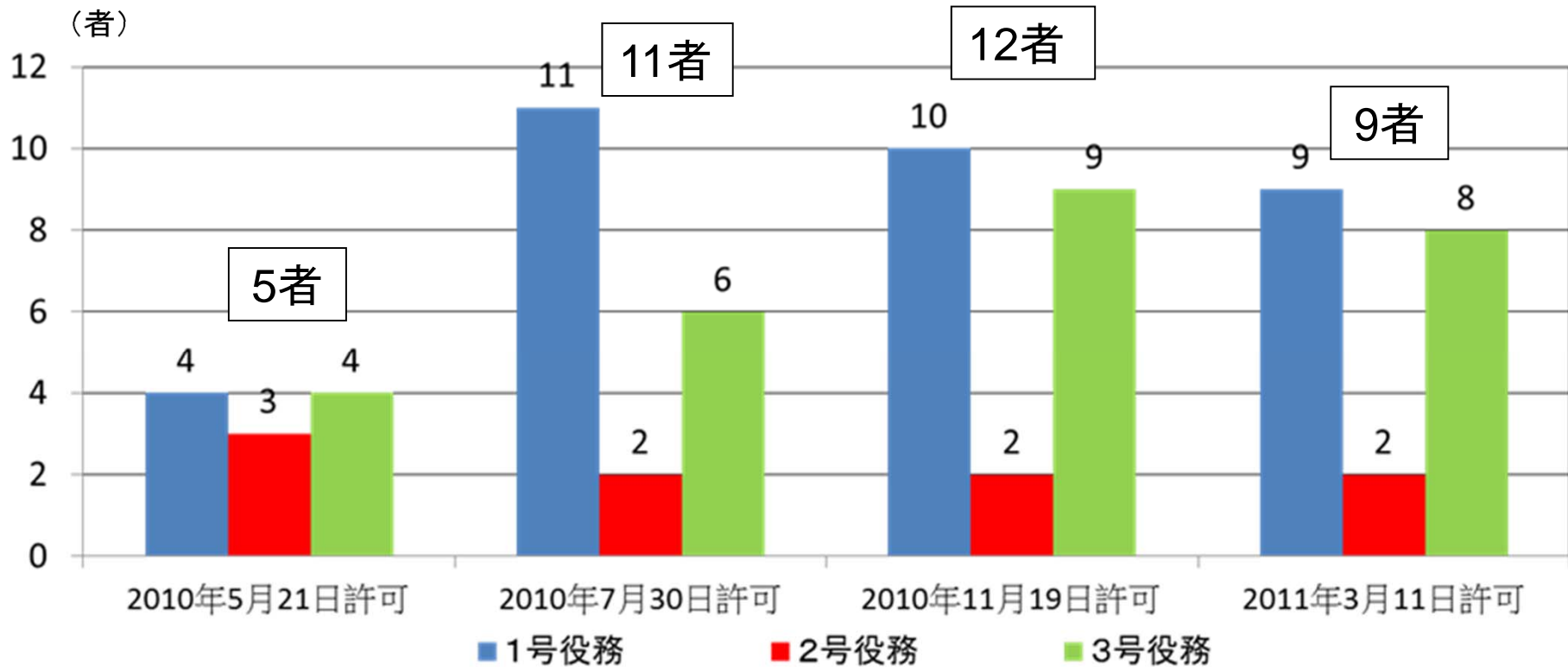


# 平成22年度の主な動向 (総務省の取組)

平成23年9月6日  
総務省情報流通行政局  
郵政行政部信書便事業課

# 1 特定信書便事業の事業許可等①～実績

- 平成22年度は4回の審議会が開催され、計37者が新規に許可を取得。
- 1号役務と3号役務の許可件数が多い。
- 1号役務では公文書集配が多い。また、3号役務では広域急送便が多い。



(参考) 本社所在地別・参入事業者内訳(平成23年3月31日現在)

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
26	8	107	6	12	29	66	25	8	53	6	346

# 1 特定信書便事業の事業許可等②～件数の推移

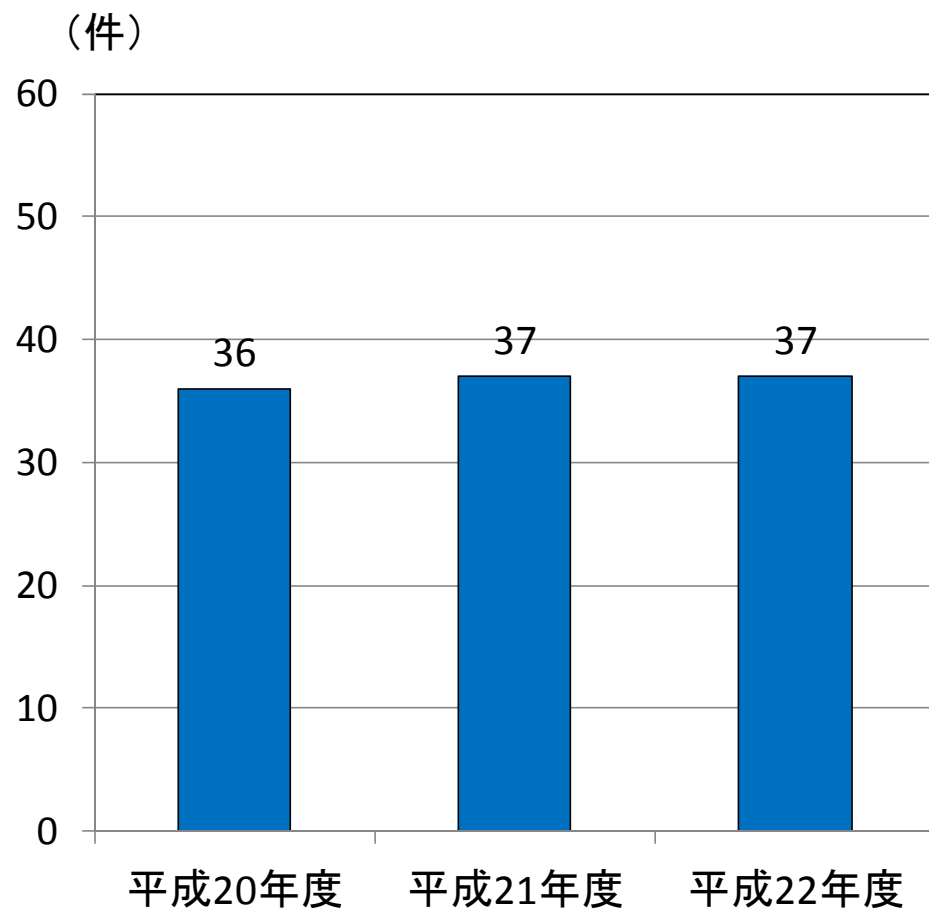
- 平成22年度の特定信書便事業の許認可件数は合計176件。
- 事業許可件数、信書便約款の設定・変更件数及び信書便管理規程の設定・変更の認可件数はほぼ横ばい。
- 事業協定及び業務委託の認可件数が50件と約35%増加。提供区域の拡大のためにこれらの認可を受ける事業者が増加したためとみられる。

## 種類別の許認可件数の推移

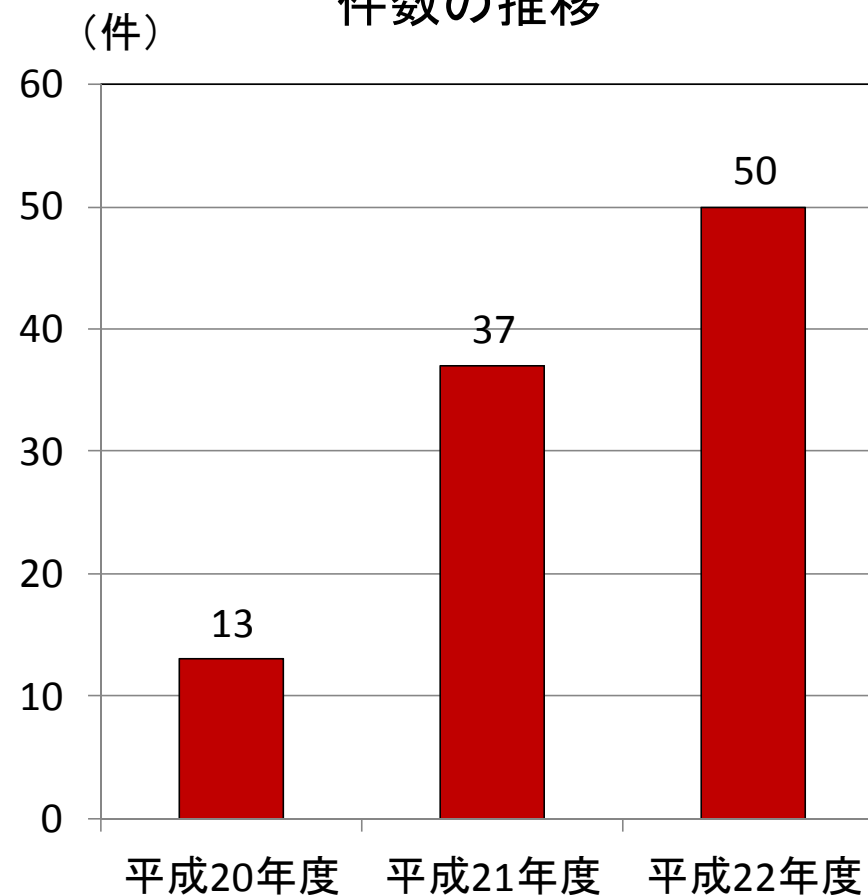
(単位:件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特定信書便事業の許可	36	37	37
事業計画の変更の認可	2	6	5
信書便約款の設定・変更の認可	39	43	42
信書便管理規程の設定・変更の認可	40	44	42
事業協定・業務委託の認可	13	37	50
計	130	167	176

## 事業許可件数の推移



## 事業協定・業務委託認可 件数の推移



## 2 平成22年度の主な周知広報活動①～説明会の開催

### 1 信書便制度説明会(利用者向け)

- 全国15箇所を実施し、260団体(自治体55%、国の機関17%、その他28%)が参加。

	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	沖縄	計
回数	1	2	2	2	1	2	2	2	1	15
団体数	13	35	26	15	19	49	40	44	19	260
(内訳)										
自治体	12	29	16	6	18	36	9	13	4	143
国の機関	0	0	3	3	0	11	16	5	7	45
その他	1	6	7	6	1	2	15	26	8	72

(参考)利用者参加団体数の推移

年度	16	17	18	19	20	21	22
団体数	267	227	239	386	263	185	260

## 2 平成22年度の主な周知広報活動②～個別訪問活動

### 2 民間企業等への個別訪問

- 大口利用者として見込まれる企業の本社(コンプライアンス部門、総務部門)及び地方自治体等を個別に訪問して、信書の定義及び具体例並びに信書便制度の概要及び特定信書便事業のサービス例を説明。
- 平成22年度は131者に対して実施(地方自治体等50者、レセプト取扱機関29者、金融機関9者、公的団体7者、事業者団体7者 等)。訪問企業・団体の約7～8割が信書・信書便制度を知らない状況。説明時の各法人の反応は、総じて、信書や信書便制度の理解が深まったとの発言あり。

	本省	北海道	東北	関東	信越	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
訪問件数	14	5	17	15	11	10	3	12	29	13	2	131
(内訳)												
自治体等	3	0	9	4	6	2	0	5	17	4	0	50
レセプト関係	6	5	4	0	4	0	0	0	5	5	0	29
金融機関	1	0	0	1	0	5	0	1	0	0	1	9
公的団体	3	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	7
事業者団体	1	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	7
その他	0	0	4	7	1	1	3	6	2	4	1	29

## 2 平成22年度の主な周知広報活動③～その他

### 3 信書便年報の発行

今年度も引き続き信書便年報を発行し、信書便事業の現状について、説明やデータを掲載する他、代表的なサービス例、利用者・事業者へのインタビュー記事などのトピックスを織り交ぜて紹介。

都道府県及び特例市以上の地方自治体(170箇所)並びにこれらの自治体の図書館(170箇所)、信書便事業説明会(利用者向け:262者参加)、個別訪問活動の訪問先等に配布。

なお、総務省のHPに全文を掲載。

(URL:<http://www.soumu.go.jp/yusei/nenpou.html>)



### 4 周知用ポスター等の作成

信書差出しルールを一般国民に広く知ってもらうことを目的に、周知用ポスター(B2版)と縮小版チラシを今年2月に作成。

都道府県及び特例市以上の地方自治体(170箇所)、郵便局等(3,650箇所)、個別訪問活動の訪問先にポスターを配布し、掲示を依頼。

また、ポスター及びチラシは全国の特定信書便事業者にも配布。

なお、総務省のHPにデータを掲載。

([http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/sinsho\\_chirashi.pdf](http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/sinsho_chirashi.pdf))



# 特定信書便マークについて

- 特定信書便事業者からの、信書を取り扱うことが可能であることを明確に示すシンボル類の制定の要望に応え、平成22年3月5日、特定信書便マークを制定。
- 本マークは総務省が商標登録しており、特定信書便事業者は、商標に係る通常使用权の許諾を総務省から受けることにより、特定信書便マークを無料で使用可能。
- 平成23年3月末現在、特定信書便マークの使用の許諾を受けた特定信書便事業者は101者。



使用例



使用例



## 参考 郵便・信書便・メール便の取扱数の推移

内国郵便の平成22年度の取扱通数は198億通(前年度比3.7%減)。一方、信書便の平成22年度の取扱通数は628万通(前年度比23.8%増)であるが、郵便との比較では0.03%にしか過ぎない。なお、非信書のゆうメール・メール便は52億冊で前年度比2.1%増。

